

緑化協力金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例（昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。）第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
- (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (3) 県立都市公園の駐車場 県立都市公園の駐車場のうち、指定管理者が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の許可を受けて管理する有料駐車場をいう。
- (4) 県の第三セクターの駐車場 県の第三セクターが経営する駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (5) その他の駐車場 第1号から第4号までに定める駐車場のほか、緑化協力金の実施に賛同するものが設置又は管理等を行う駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

(実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1から別表第4までに掲げる駐車場において実施する。

(緑化協力金の受入れ)

第4条 次の表の左欄に掲げる駐車場における緑化協力金は、同表の右欄に掲げる者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。この場合において、同表の右欄に掲げる者は、緑化協力金の額を利用者に明示するとともに、預かった緑化協力金を集計し記録するものとする。

別表第1に掲げる駐車場	指定管理者又は駐車料金徴収事務受託者
別表第2に掲げる駐車場	当該駐車場の管理の許可を受けた者
別表第4に掲げる駐車場	設置者、管理者等

- 2 別表第3に掲げる駐車場における緑化協力金は、当該施設を経営する第三セクターの代表者が、当該施設の収入の一部を拠出するものとする。
- 3 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者、別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者、又は別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等が任意の寄附金を緑化協力金と

して抛出することを県に申し出、県がこれを承諾した場合は、第1項の規定は、適用しない。

- 4 第1項に規定する緑化協力金の額は、駐車時間及び車種にかかわらず、自動車（自動二輪車を含む。）1台当たり1回20円とする。ただし、前項に規定する場合は、この限りでない。
- 5 次に掲げる者は、第2項又は第3項に規定する任意の寄附金を県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。
 - (1) 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者（第3項に規定する場合に限る。）
 - (2) 別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者（第3項に規定する場合に限る。）
 - (3) 別表第3に掲げる駐車場を経営する第三セクター代表者
 - (4) 別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等（第3項に規定する場合に限る。）
- 6 次に掲げる者は、利用者から預かった緑化協力金を一定期間とりまとめ、公益財団法人かながわトラストみどり財団（以下「財団」という。）の銀行預金口座に振り込むものとする。ただし、当該者が振込手数料を負担する場合の振込方法については、県、財団及び当該者が協議して定める。
 - (1) 別表第1に掲げる駐車場の指定管理者及び駐車料金徴収事務受託者（第3項に規定する場合を除く。）
 - (2) 別表第2に掲げる駐車場の管理の許可を受けた者（第3項に規定する場合を除く。）
 - (3) 別表第4に掲げる駐車場の設置者、管理者等（第3項に規定する場合を除く。）
- 7 財団は、前項の規定により緑化協力金が振り込まれたときは、当該緑化協力金を県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。ただし、前項ただし書に規定する場合の納付方法については、県、財団及び当該者が協議して定める。

（基金への積立て）

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

（運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買入れる場合及び取得した樹林地等の維持管理の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な

事項は、自然環境保全課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に県の緑化協力金の収入科目に納付された緑化協力金について適用し、同日前に納付された緑化協力金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

県営駐車場（徴収委託又は指定管理）

かながわ労働プラザ
湘南港臨港道路附属駐車場
大磯港臨港道路附属駐車場
由比ガ浜地下駐車場
葉山港臨港道路附属駐車場
片瀬海岸地下駐車場
小中沢駐車場

別表第 2（第 3 条、第 4 条関係）

県立都市公園の駐車場（管理許可）

保土ヶ谷公園
湘南海岸公園
城ヶ島公園
恩賜箱根公園
辻堂海浜公園
東高根森林公園
相模原公園
大磯城山公園
七沢森林公園
四季の森公園
秦野戸川公園
茅ヶ崎里山公園
あいかわ公園

別表第 3（第 3 条、第 4 条関係）

県の第三セクターの駐車場（寄附金）

株式会社湘南なぎさパークが経営する駐車場
大涌谷駐車場

別表第 4（第 3 条、第 4 条関係）

その他の駐車場

芦ノ湖キャンプ村
